

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6月 18日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 東京都北区豊島6-9-5

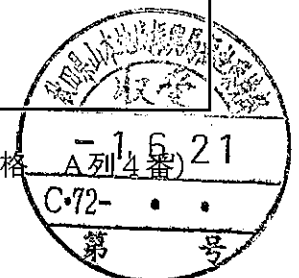
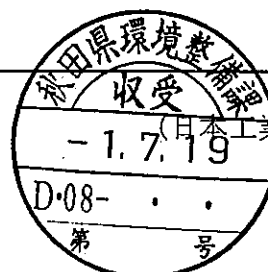
氏 名 ㈱関電工 社会インフラ統轄本部
社会インフラ工事センター 所長 福島 弘義

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6372-9000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 関電工 社会インフラ統轄本部 社会インフラ工事センター
事業場の所在地	東京都北区豊島6-9-5
計画期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D08 設備工事業
②事業の規模	完成工事高 2, 2023百万円※
③従業員数	296人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油 ⇒ 処分業者への委託 焼却 → 埋立 廃プラスチック類 ⇒ 処分業者への委託 破碎 → 再生 廃農業用ビニール ⇒ 処分業者への委託 破碎 → 再生 木くず ⇒ 処分業者への委託 破碎 → 焼却(熱回収) コンクリート片 ⇒ 処分業者への委託 破碎 → 再生 廃アスファルト ⇒ 処分業者への委託 破碎 → 再生



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	排 出 量	0.01 t	0.83 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	排 出 量	0.01 t	0.80 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（平成 30 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
排 出 量	11.32 t	176.95 t	397.24 t	1,061.13 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
排 出 量	10.00 t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（平成 30 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（平成 30 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	全処理委託量	0.01 t	0.83 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	0.83 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	・産業廃棄物を委託できる業者を選定し、委託基準に従って、書面による契約を実施している。処理状況を把握するため、電子マネーフЕСТに移行するよう勧めている。		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（平成 30 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（平成 30 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
全処理委託量	11.32 t	176.95 t	397.24 t	1,061.13 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	11.32 t	- t	397.24 t	1,061.13 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	176.95 t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	全処理委託量	0.01 t	0.80 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.01 t	0.80 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・電子マニフェスト対応業者を選定する。 ・中間処理後、有効利用されている処理業者へ依頼する。 ・委託処分業者を年1回以上現地確認する。		
※事務処理欄			

(第5面) - 2

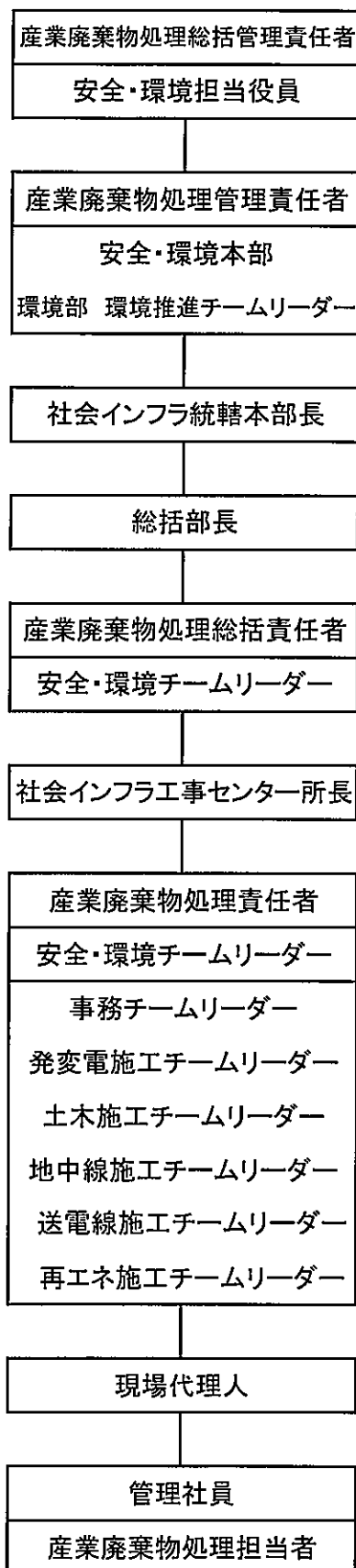
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃農業用ビニール	木くず	コンクリート片	廃アスファルト
全処理委託量	10.00 t	170.00 t	390.00 t	1,050.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	10.00 t	t	390.00 t	1,050.00 t
認定熱回収業者 への処理委託量	t	0 t	t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	170.00 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理管理体制図

【責任者の役割】



責 任 者	役 割
産業廃棄物処理総括管理責任者 取締役 常務執行役員 安全環境担当	会社の廃棄物の処理に関する総括管理
産業廃棄物処理管理責任者 安全・環境本部 環境部 環境推進チームリーダー	1.管理組織の整備 2.基本方針、計画の策定 3.処理マニュアルの作成 4.産業廃棄物処理に関する教育、啓発 5.法令の改正、行政官庁の指導内容等の周知 6.産業廃棄物の発生量の集計 7.行政官庁への計画書、実施報告書の作成
産業廃棄物処理総括責任者 社会インフラ統轄本部 安全・環境チームリーダー	1.部門基本計画の策定 2.産業廃棄物に関する現場指導 3.委託業者の指導、育成 4.処理業者の推薦 5.委託契約の立案 6.産業廃棄物処理実績(含む発生量)の集計、報告 7.関係官庁への計画書、実施報告書の作成
産業廃棄物処理責任者 社会インフラ工事センター 安全・環境チームリーダー 事務チームリーダー 発電電機施工チームリーダー 土木施工チームリーダー 地中線施工チームリーダー 送電線施工チームリーダー 再エネ施工チームリーダー	1.産業廃棄物処理計画の策定 2.処理業者の監督 3.処理状況の確認 4.産業廃棄物発生量の予測 5.産業廃棄物処理実績報告書の作成及び報告 6.産業廃棄物管理票(マニフェストを含む)の発行 7.支払手続き